

事業用自動車及び自家用大型貨物自動車を 前検査で受検される皆様方へ

受付時に直近の3ヶ月定期点検整備 記録簿の提示のお願い

事業用自動車については、輸送のプロとして乗客の生命、顧客の財産を預かり、より高度な安全性が求められていることから、故障等による事故を防止するため、点検整備を確実に行うことが不可欠であり、また、自家用大型貨物自動車についても、事故発生時の被害の甚大さに鑑み、故障等による事故を防止するため、点検整備を確実に行うことが必要です。

このため、国土交通省では、9月及び10月の「自動車点検整備推進運動」の強化月間中に、前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対し、定期点検の実施状況について確認し、点検整備の励行を推進しています。

つきましては、自動車検査インターネット予約システムのお知らせ欄でも、お知らせしておりますが、直近の3ヶ月定期点検に係る点検整備記録簿の提示をお願いします。

ご協力方よろしく申し上げます。

点検・整備ではじめよう
安心クルマ生活



国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局
検査・整備・保安部門